

西国分Ⅱ遺跡発掘調査概報

1990 . 11

(財)和歌山県文化財センター

序

西国分Ⅱ遺跡は和歌山県の北部、那賀郡岩出町に所在する奈良時代を主とする遺跡であります。

付近には西国分廃寺や紀伊国分寺など奈良時代の著名な遺跡があり、当地周辺は古代の那賀郡の中心地であったと考えられているところです。

このたび、遺跡内にマンションが建てられることとなり、この工事に先立って、当センターが発掘調査を実施いたしました。

本書は、その成果をまとめた概要報告書であります。当地方の歴史をしる上での一助となれば幸いと存じます。

最後になりましたが、調査にあたり種々御協力をいただいた関係各位並びに地元の皆様に深く感謝の意を表し、併せて厚くお礼を申し上げます。

平成2年11月

財団法人 和歌山県文化財センター
理事長 仮谷 志良

例 言

1. 本書はマンション建設に伴う西国分II遺跡の緊急発掘調査の概要である。
2. 発掘調査は株式会社永井織布より財団法人和歌山県文化財センターが委託を受け実施した。
3. 発掘調査にあたっては、調査補助員・田伏高朗の助力を得た。また、本書の遺物実測図およびトレースにあたっては窪田道代、村上敏子、玉井朱美、谷口敦子の協力を得た。そのほか遺物および遺構については大阪府埋蔵文化財協会・武内雅人氏より種々ご教示いただいた。記して感謝の意を表したい。
4. 本概報では遺構の略号として、建物(SB)、溝(SD)、土坑(SK)、井戸(SE)の略号を使用した。これらの略号は本文、実測図、写真図版すべてに共通する。
5. 遺物実測図は原則として1/4で掲載した。ただし写真については任意の大きさである。
6. 発掘調査並びに本書の執筆・編集は文化財センター技師・村田 弘が担当した。

目 次

序	図1 西国分II遺跡とその周辺… 1	図17 粟島遺跡遺構配置図… 22
	図2 既往調査区位置図… 2	表1 掘立柱建物一覧表… 18
例 言・目 次	図3 遺構平面全体図… 4	表2 粟島遺跡掘立柱建物 ・塚の規模一覧表… 22
	図4 SB-01実測図… 6	写真1 調査前風景… 3
I 位置と環境… 1	図5 SB-02実測図… 7	写真2 柱掘形検出状況… 3
	図6 SB-03実測図… 8	写真3 柱穴土器出土状況… 10
II 遺跡の概要… 2	図7 SB-04実測図… 8	図版1 遺 構 写 真… 26
	図8 SB-05実測図… 9	図版2 “ …… 27
III 調 査… 3	図9 SB-06実測図… 9	図版3 “ …… 28
	図10 SB-07実測図… 10	図版4 “ …… 29
a 遺 構… 6	図11 SB-08実測図… 11	図版5 “ …… 30
b 遺 物… 11	図12 遺物実測図(1)… 12	図版6 “ …… 31
	図13 遺物実測図(2)… 13	図版7 “ …… 32
IV ま と め… 17	図14 遺物実測図(3)… 14	図版8 “ …… 33
	図15 主要遺構配置図… 18	図版9 遺 物 写 真… 34
	図16 奈良時代の建物位置図… 21	図版10 “ …… 35

I 位置と環境

西国分Ⅱ遺跡は和歌山県の北部、紀ノ川中流域北岸の那賀郡岩出町西国分および岡田地内に所在する。この付近は和泉山脈の山麓から南の紀ノ川に向かって流れる小河川の作りだした複合扇状地が紀ノ川本流によって削られた二段の河岸段丘となっており、西国分Ⅱ遺跡が所在するのはこのうちの低位段丘面、標高33m前後の地点である。

この周辺の段丘面は紀ノ川の氾濫を受けにくく安定した地形環境にあり、古くから人々の生活の場となったと推定されるが、水田として生産基盤が本格的に開拓されるのは中世以降の池溝の開発、さらには近世の小田井・藤崎井用水の完成を待ってのことである。このことを裏付けるように弥生時代の大規模な集落も確認されておらず、^{註1}また古墳の数も紀ノ川の南岸に比べて少なく、周辺では八幡塚古墳、三味塚古墳群などわずかに10数基が点在しているにすぎない。

しかし古代になると近くを官道である南海道が走り、東北方800mに紀伊国分寺が、北方に隣接して西国分廃寺が建立されるなど政治・文化の面で活況を呈し、当遺跡のほか南に隣接する岡田遺跡、周辺の西国分Ⅰ遺跡や土器田遺跡などと共に当地周辺は古代那賀郡の一大中心地となっていたことが知られている。

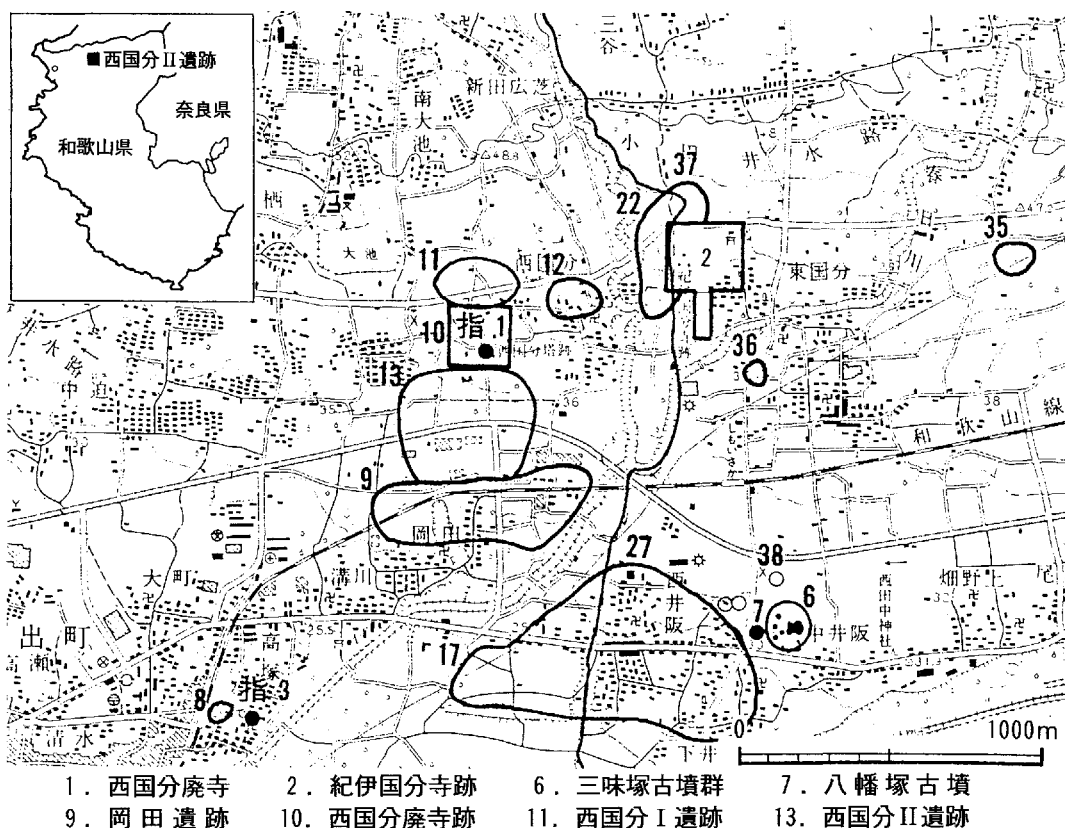


図1 西国分Ⅱ遺跡とその周辺

II 遺跡の概要

先述したように当地周辺は古代的那賀郡の中心地であったと考えられるところであり、紀ノ川中流域の中でも最も遺跡の集中する地域である。

このため昭和50年から3年にわたって実施された西国分廃寺の発掘調査をはじめ図2として図示したようにこの付近ではこれまで数多くの発掘調査が行われてきている。

西国分II遺跡についても、昭和55年以降、道路の拡幅工事や病院の建設などに伴いくつかの

調査が実施されており、遺跡の概要が明らかになりつつある。これらの成果によれば遺跡の範囲は現在の国道24号線をまたいで南北およそ400m、東西およそ400mの範囲が考えられており、北は西国分廃寺に南は岡田遺跡に接している。

出土遺物としては旧石器時代の尖頭器や縄文時代の石鏃などきわめて古い時期の遺物の出土も知られているが遺構そのものは確認されておらず、散布地としての様相を呈するのみである。

また、続く弥生・古墳時代についてもほぼ同様の状況である。

遺構、遺物とも最も多いのは奈良時代、8世紀中頃から後半にかけてのものであり、遺跡の主体もこの頃にあると言えよう。これまでの調査で大規模な倉庫を含めた数多くの掘立柱建物が検出されており、それらの在り方などから当遺跡は古代那賀郡の郡衙跡である可能性が指摘されている^{註2}。

これらの建物は9世紀以降に続くものではないが、遺跡の北辺部、西国分廃寺の南側の調査では9・10世紀の建

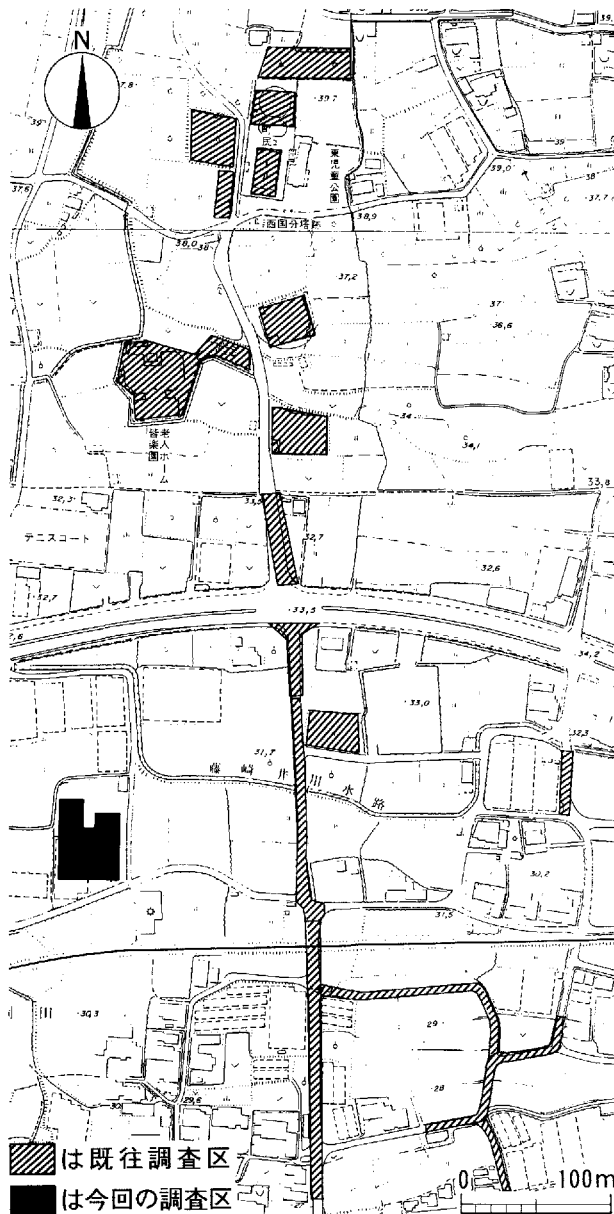


図2 調査区・既往調査区位置図

物や遺物も検出されており、同一の遺跡内においてもやや様相を異にしている点が指摘できる。^{註3}

いずれにせよこの時期の当遺跡については、南北に隣接する西国分廃寺、岡田両遺跡とのきわめて濃密な有機的関連が考えられるものであり、これらの広い範囲の中でその性格、消長を捉えていく必要があるものと思われる。

なお、遺跡はその後一時途絶するものの出土する遺物などから判断して中世、12世紀以降その性格を変え、おそらく周辺の開拓による中世村落の出現という形で再び人々の営みがなされていったことが窺われる。

Ⅲ 調 査

今回の発掘調査はマンションの建設に伴う緊急発掘調査であり、対象面積はおよそ1380㎡である。調査区および周辺の現況は下の写真に示すように水田となっており、調査区は段差のある2枚の水田にわたるため、北半部と南半部とでは30cmほどの高低差が生じている。

床土直下に北側で厚さ約10cm、南側で厚さ約20cmほどの奈良時代から近世の遺物を含む包含層の堆積が認められた。この包含層を除去した面が遺構面で、奈良時代のものも中世のものも同一面で検出している。遺構はいずれも後世の開発などによって削られており、特に先述したように調査区の南側ではかなりの深さに削られていた。

なお、遺構面となっている土は地山と思われる黄色のよく引き締まった土で、この土を切って作られた遺構のうち奈良時代のもは概して暗褐色の、中世のものはやや砂混じりの灰色の土によって埋められている状況であった。

検出した遺構には、奈良時代のものとしては倉庫を含む8棟の掘立柱建物、土坑などがあり、中世のものとして溝、井戸、掘立柱建物がある。また、これらに伴って奈良時代の須恵器杯や土師器の皿、中世の瓦器碗、土師器の皿や鍋、中国製の青磁の碗などが出土している。



写真1 調査前風景

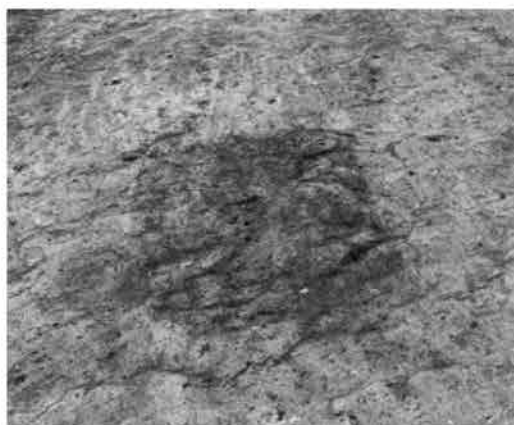


写真2 柱堀形検出状況

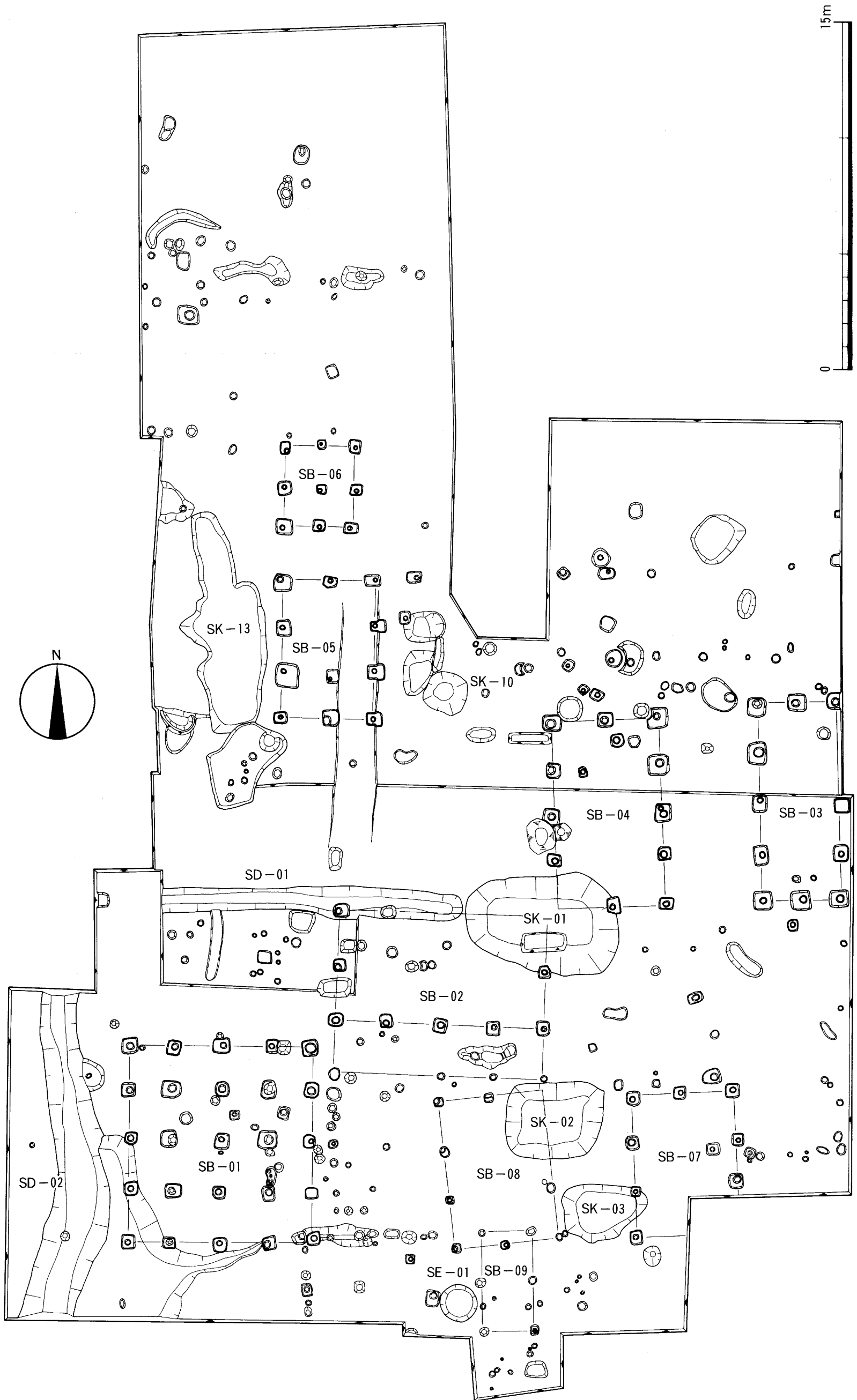


图3 遺構平面全体図

以下、奈良時代の遺構、とりわけ掘立柱の建物を中心にその概略を記することにしたい。

a 遺 構

SB-01 (図4 参照) 東西4間、南北4間の規模をもつ総柱の建物である。桁行・梁行とも同じ4間であるが、桁行総長(南北方向)は70cmほど梁行総長に比べて長く8.5mを測る。したがって柱間は桁行と梁行とでは異なっており、桁行では平均2.1mほどであるが梁行では2m弱となっている。掘形は一辺70cm前後を測り、深さは、最も残りの良い部分で50cmほどである。柱についてはまったく遺存していないが、掘形内の土質の違いから推定して、直径35cmほどのかなり大きなものが使われていたものと考えられる。総柱であることから倉庫であったものと考えられよう。なお、建物の主軸はN-2°-Eとやや東に偏している。

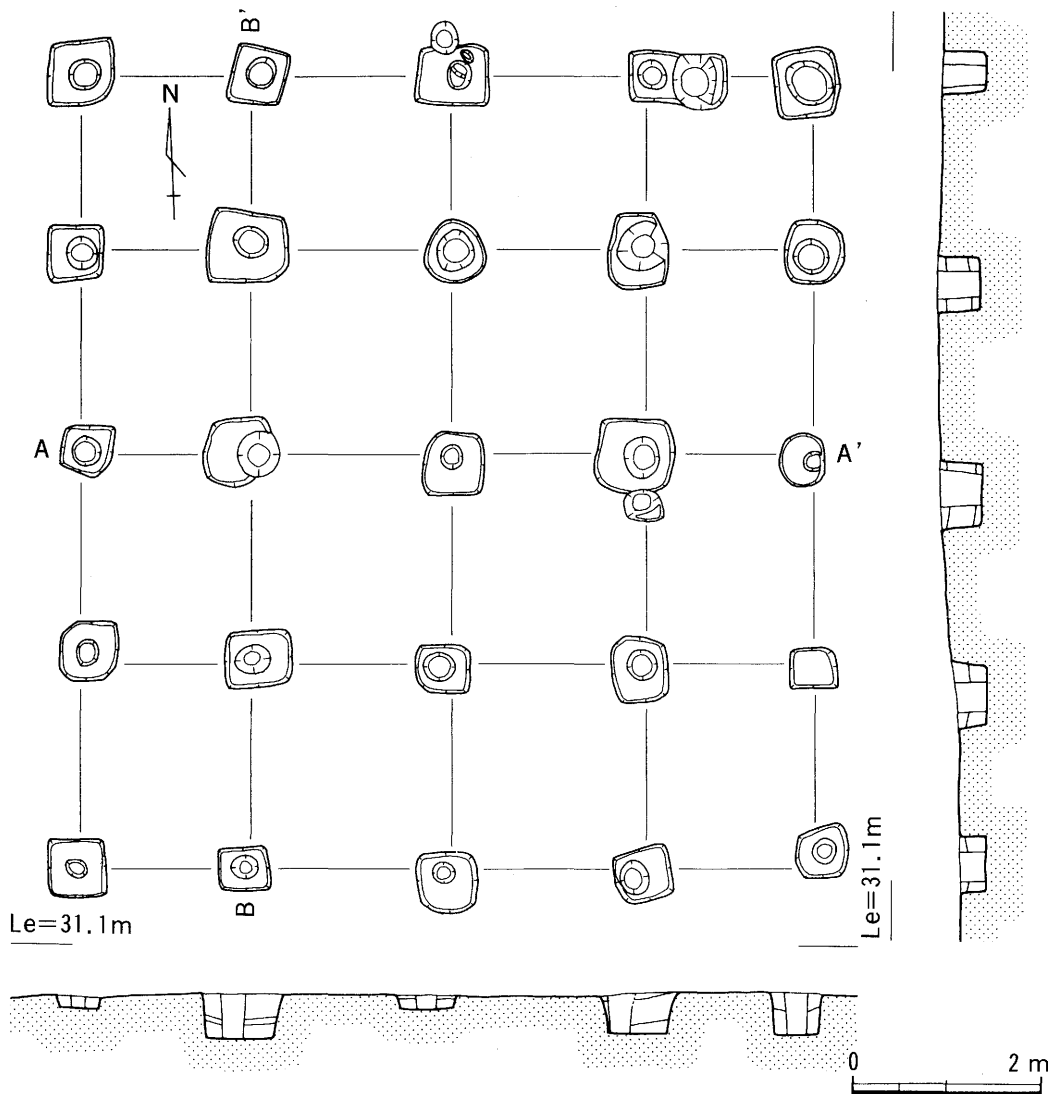


図4 SB-01 実測図

SB-02 (図5参照) 桁行4間、梁行2間の規模で南側に一間分の廂を伴うと考えられる掘立柱の建物である。東西棟であるが、桁方向は 4° ほど偏しており、 $N-4^\circ-S$ にその方向を持つ。柱間は、桁行方向で一間が約2.35m、梁行方向で2.20cm前後と通例のものよりやや広くとられている。掘形は一辺50cmほどと小さく、整然とした方形のものが少ないなど全体に作りが雑な印象を受ける。廂部分の柱掘形は直径30cm、深さ20cmを測る。これらの掘形はいずれも褐色の土によって埋まっており、この中からは8世紀中頃のものと考えられる土師器の皿(杯?)、須恵器の杯蓋の小破片が出土していることから、この建物の上限は8世紀中頃と考えられる。なお、この建物の北東隅は中世の土坑(SK-01)によって攪乱を受けている。

SB-03 (図6参照) 桁行4間、梁行2間の規模を持つ南北棟である。検出した建物のほぼ中央部分が先述した上下2枚にわたる水田の畦畔部にあたるため、同一の建物でありながら北側と南側とでは検出面で40cmほどの高低差がある。このため掘形の深さは、北側のものについては残りが良く60cmほどを測るが、南側では20cmほどしか残っていない状況であった。柱間は桁行方向はおおよそ2.1mと平均的な規模であるが、梁行方向では1.75mと狭くなっている。

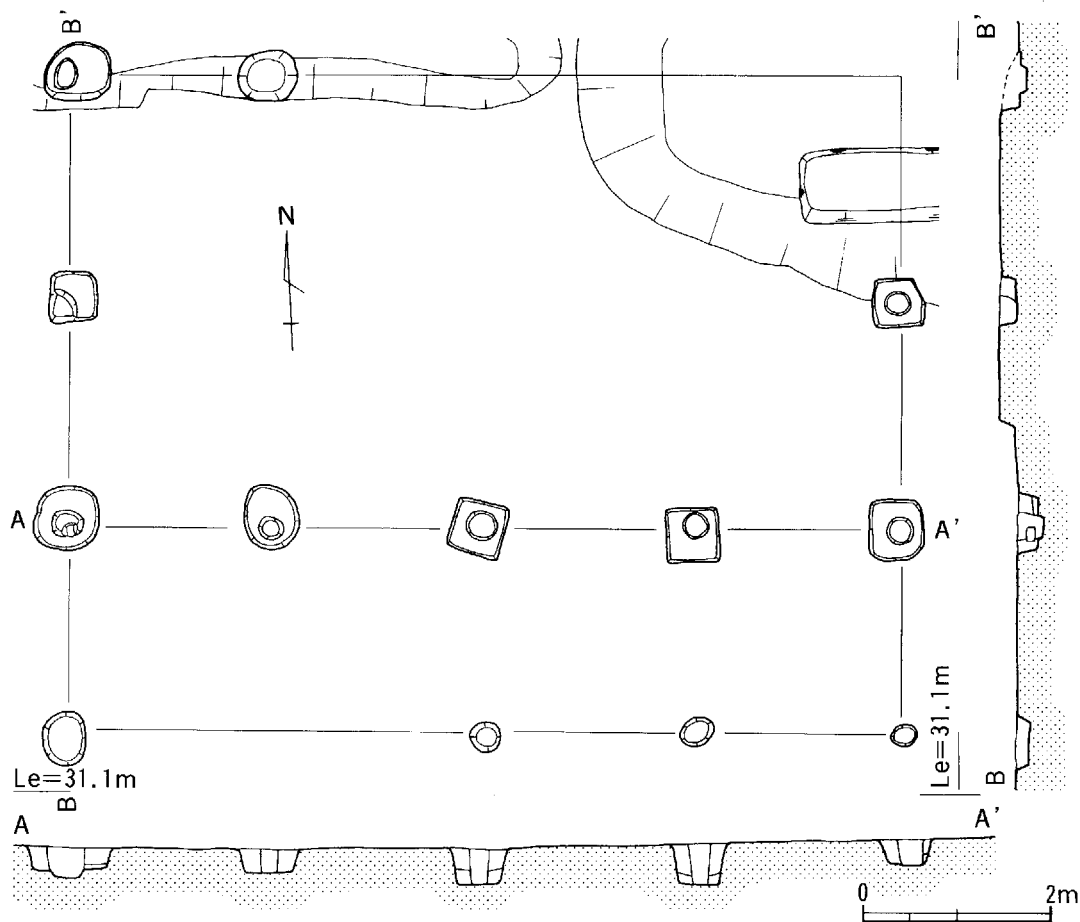


図5 SB-02 実測図

SB-04 (図7参照) 前述のSB-03の西側で検出した建物で、桁行4間、梁行2間の規模をもつ南北棟である。柱間は桁行方向が2.1m弱、梁行方向では2.3mとやや広がっている。掘形は、残りの良い部分で一辺70cm、深さ60cm前後を測る。掘形内より8世紀中頃～後半のものと思われる土師器の皿が出土している。SB-03と同じく桁行方向をN-2°-Wに持ち、相隣接して

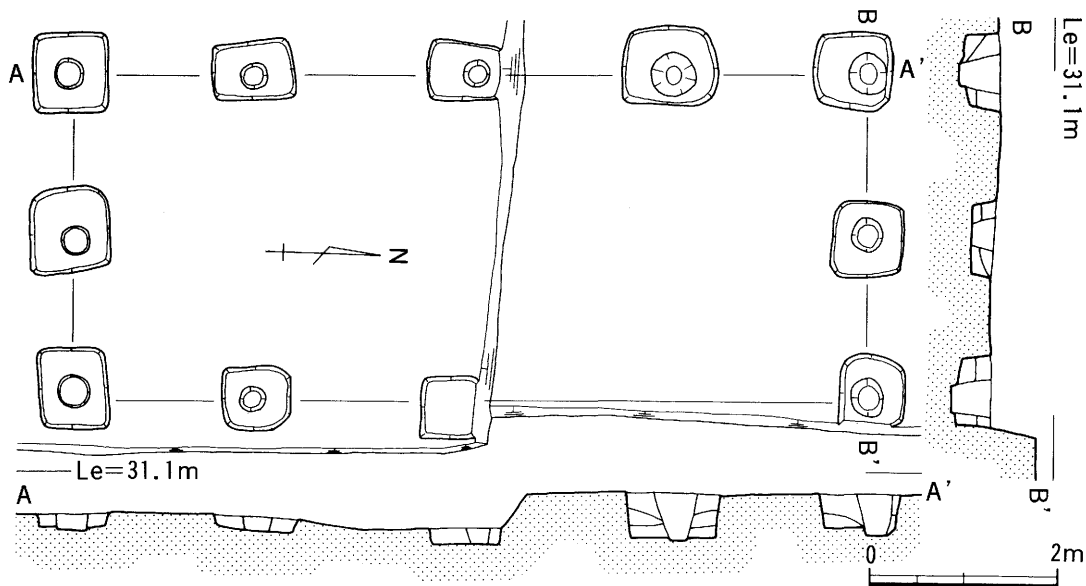


図6 SB-03 実測図

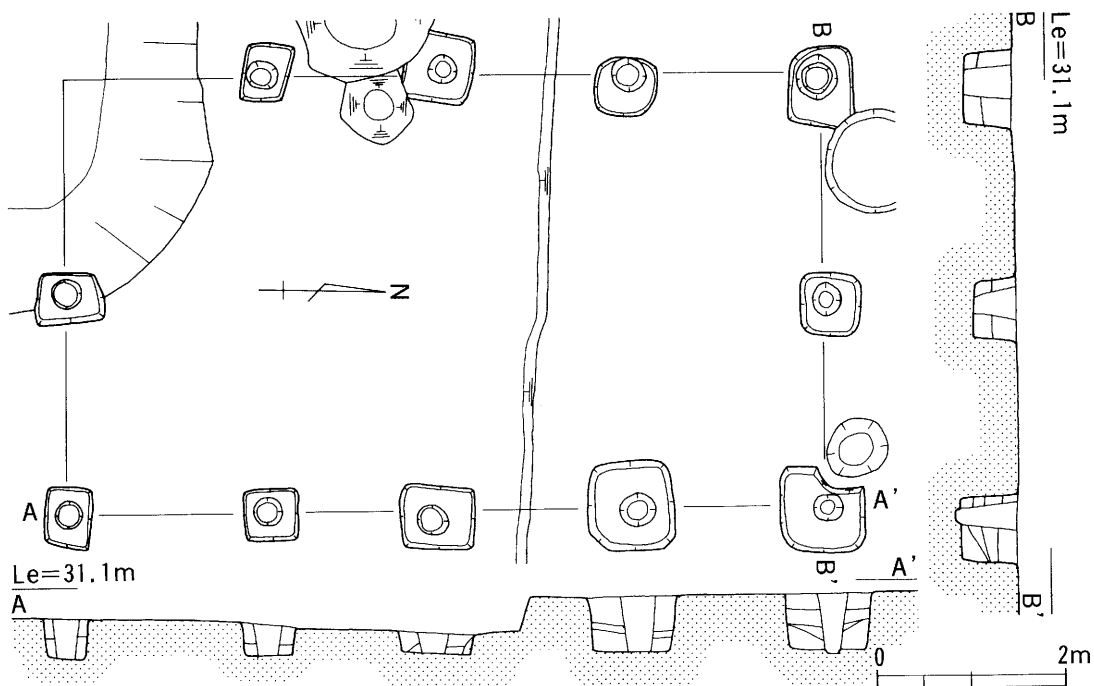


図7 SB-04 実測図

建てられていることなどから両者は同一時期に併存していたものと考えている。

SB-05 (図8参照) 調査区北側で検出した桁行3間、梁行2間の南北棟で、桁方向をN-2°-Eにもつ。柱間は桁行方向が2m、梁行方向で2.1mを測る。掘形についてはその大きさにばらつきがあり、もっとも大きいものでは一辺90cm、小さいもので一辺50cmを測る。深さについてはいずれも30cm前後しか残っていない状況であった。

SB-06 (図9参照) 桁行2間、梁行2間の総柱の建物である。柱間は桁行方向が2.1m、梁行方向が1.8mとわずかに南北に長い建物となっている。掘形についてはSB-05と同様にばらつきがあり、大きいものでは一辺70cm、小さいもので一辺40cmほどである。建物の主軸方向は前述のSB-05と同じくN-2°-Eにもつ。総柱であることからやや小型の倉庫であったものと考えている。SB-05とは隣接しており、また、主軸方向や掘形の大きさにばらつきがある点などの共通点が見出され、両者は同時期に建てられていたものと考えている。両者とも掘形の埋土から遺物は出土しておらず時期を限定するのは困難な状況であるが、周辺の土坑から出土している遺物や埋土の土質などから時期的には8世紀代のもとのみで大過ないものと思われる。

SB-07 (図10参照) 桁行3間、梁行2間の規模で桁行方向を真北にもつ南北棟である。柱間は桁・梁とも2.1mを測る。掘形は、いずれも一辺60cm前後で深さは40cmほどである。掘形内の

埋土はやや黒味を帯びた暗褐色土で、このうちの南西隅の柱芯痕跡から8世紀後半のものと思われる土師器の甕の破片が出土している。

SB-08 (図11参照) 桁行3間、梁行2

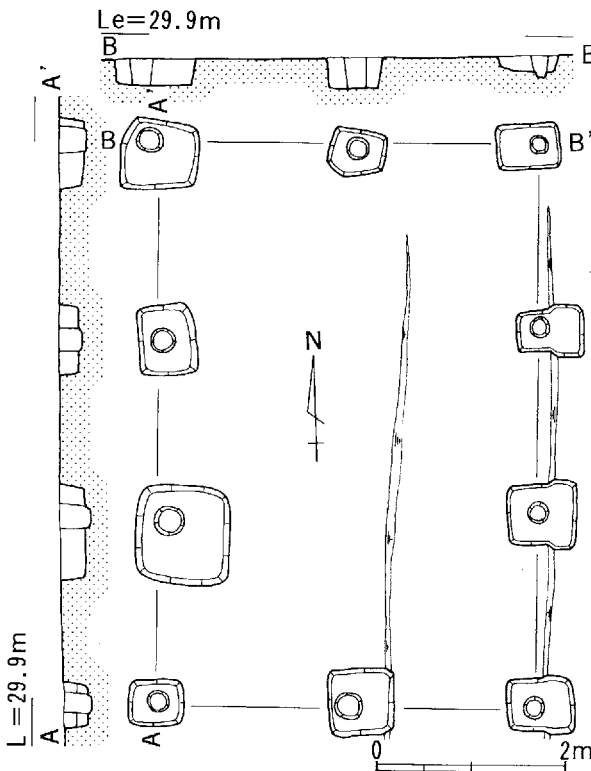


図8 SB-05 実測図

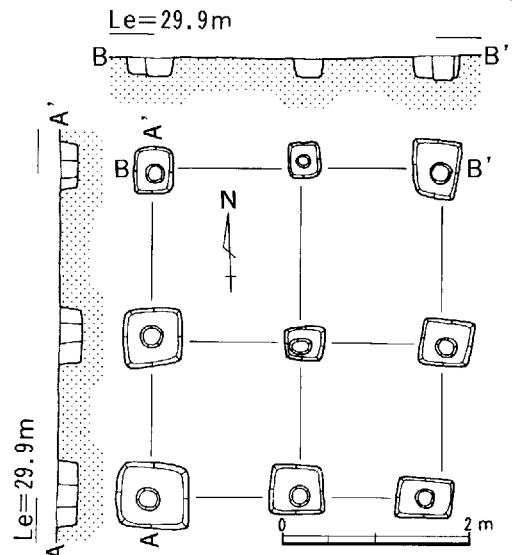


図9 SB-06 実測図

間の南北棟であるが、桁方向は真北から西へ5°ほど振っている。柱間は桁・梁ともに2.2mを測る。掘形は25cm前後と小さく、その形も方形というより楕円形に近い形状を呈している。また深さも30cmほどと浅くなっている。

SK-13 前述SB-05・06の西で検出した長さ10m、幅3m、深さ0.3mほどの不整形な土坑である。比較的遺物が多く、須恵器の甕・杯、土師器の皿・高杯などが出土している。

そのほか中世の遺構としては、1間×2間の建物(SB-09)、径1.2mほどの井戸、東西および南北に流れる溝(3条)、長径3~5mの土坑がある。

このうち建物は小規模で井戸に隣接していることから井戸に伴う小屋のような性格が考えられよう。

また、土坑はいずれも底部が平坦に整えられ3基が相隣接して並んでいることなどから単なるごみ溜めなどではなく生活に伴う何らかの施設であったものと思われる。



写真3 柱穴土器出土状況

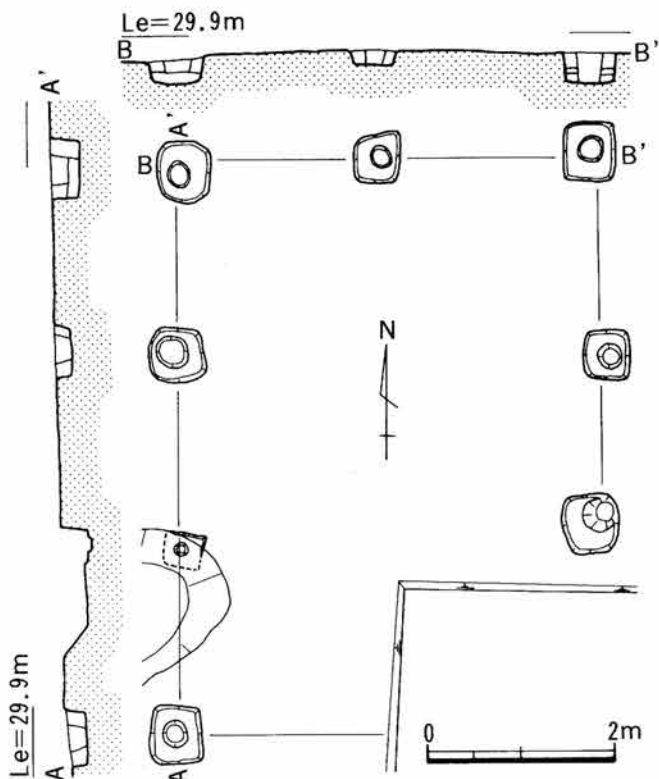


図10 SB-07 実測図

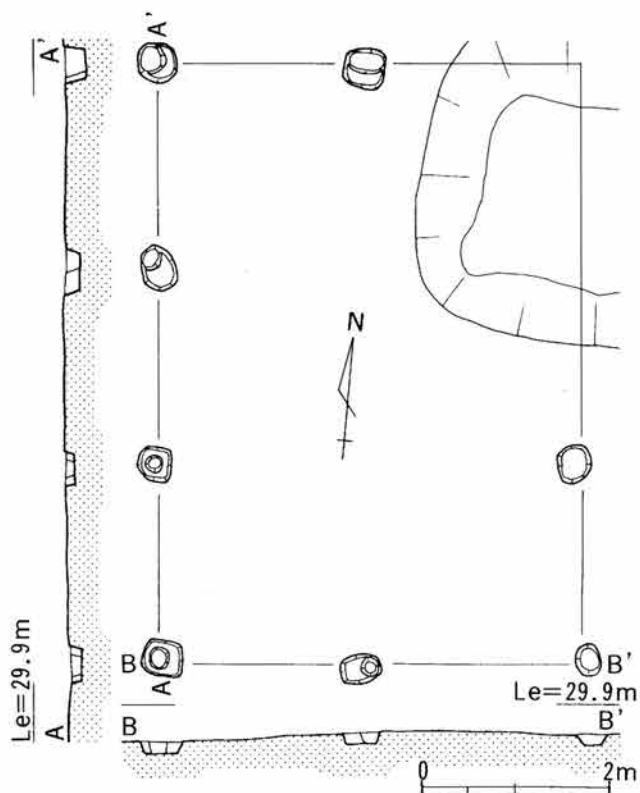


図11 SB-08 実測図

b 遺物

今回の調査で出土した遺物は、調査面積に比して少なく、いずれも小破片という状況であった。とくに遺構からは少なく、大部分は包含層および中世の土坑からの出土である。

遺物は主に奈良時代のものの中世のものに大別することができる。以下、出土層・遺構ごとに分け概述することにした。

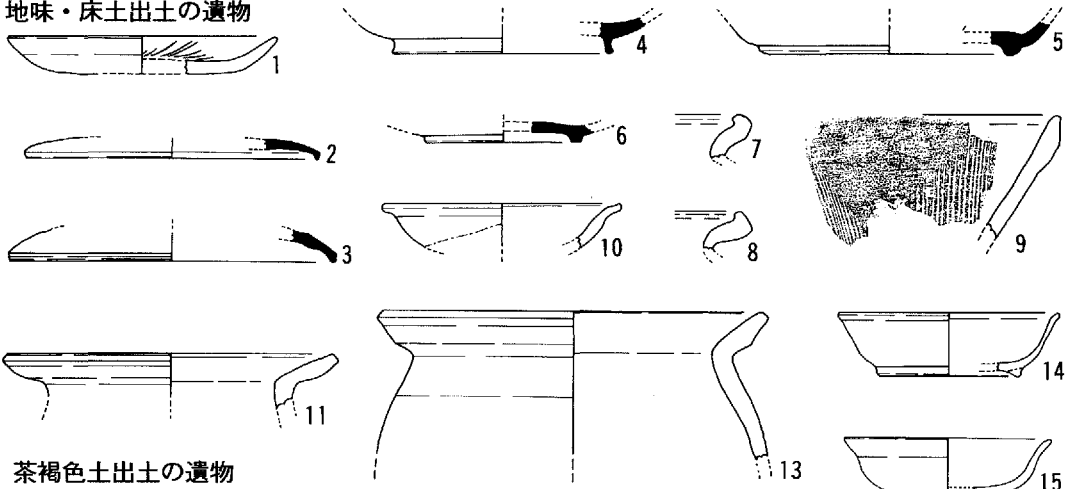
地味・床土出土の遺物 (1)は土師器の皿で赤橙色を呈し、体部内面から底面にかけて放射状の暗文が施されている。口縁部はやや外開きに立ち上がり、端部は巻き込まず丸くおさめている。全体に器壁が厚い。須恵器には蓋杯B(2～6)がある。このうち蓋(2)は器高が低く扁平で、口縁端部は内方へ屈曲させている。また、天井部にヘラ削りは見られずナデによって調整されており陶邑編年Ⅳ型式2段階ないし3段階に平行する時期のものと考えている。その他の須恵器についても、ほぼ同じ時期のものと思われる。また、先述の土師器についてもこれらの須恵器とほぼ同時期、平城ⅢないしⅣ期^{註4}にかけてのものと考えている。

中世のものでは鍋(7・8)こね鉢(9)がある。こね鉢は瓦質で口縁部をナデ、体部外面は粗いたて方向のヘラ削りにより調整されている。15世紀中頃の製品である。(10)は近世の唐津の皿で暗緑色の釉が体部下半まで施されている。

茶褐色土出土の遺物 (11～13)は土師器の甕である。体部中位下を欠いているがおそらく長胴形の甕になるものと思われる。口縁部は比較的丁寧なヨコナデ、体部外面は細かなタテ方向の刷毛調整が施されている。全体に赤橙色を呈し、胎土には砂粒および片岩が多く含まれている。(14～16)は土師器の皿もしくは杯で、このうち(14・15)はやや赤味を帯びた茶色を呈し、胎土にはクサリ礫が含まれている。(16)は口縁部が直立気味に立ち上がり、内面に暗文は施されていない。14・15などよりやや新しく、平城のⅣ期に入る時期のものと考えている。(17)は土師器の高杯である。胎土に少量のクサリ礫を含み、焼成はやや甘い。

須恵器には蓋杯、葉壺、壺などがある。このうち杯蓋はいずれも(19～21)のような扁平な擬宝珠様のつまみが中央に付くものであるが、(22・25・26)などのように天井部が比較的高く丸みを有するものと(23・24・27・28)のように天井部が低く扁平なものに大別することができる。また、このうち(19・24・27)の天井部はヘラ削りの痕跡が認められずナデによる調整がなされている。焼成は20のみやや軟質で黄白色を呈するが、その他のものは堅密で灰色を呈している。杯身(33・34)は底部のみであるが、高台はハの字状を呈し、底部端近くに付けられている。(29～31)は高台の付かない杯で、体部は斜め外方に立ち上がり口縁端部を丸くおさめている。底部にはやや粗いヘラ削りの痕跡が認められる。(18・37)は所謂葉壺形の壺の蓋となるものである。このうち37は口縁端部の返りが消失しており陶邑編年Ⅳ期3段階以降の製品と考えられよう。

地味・床土出土の遺物



茶褐色土出土の遺物

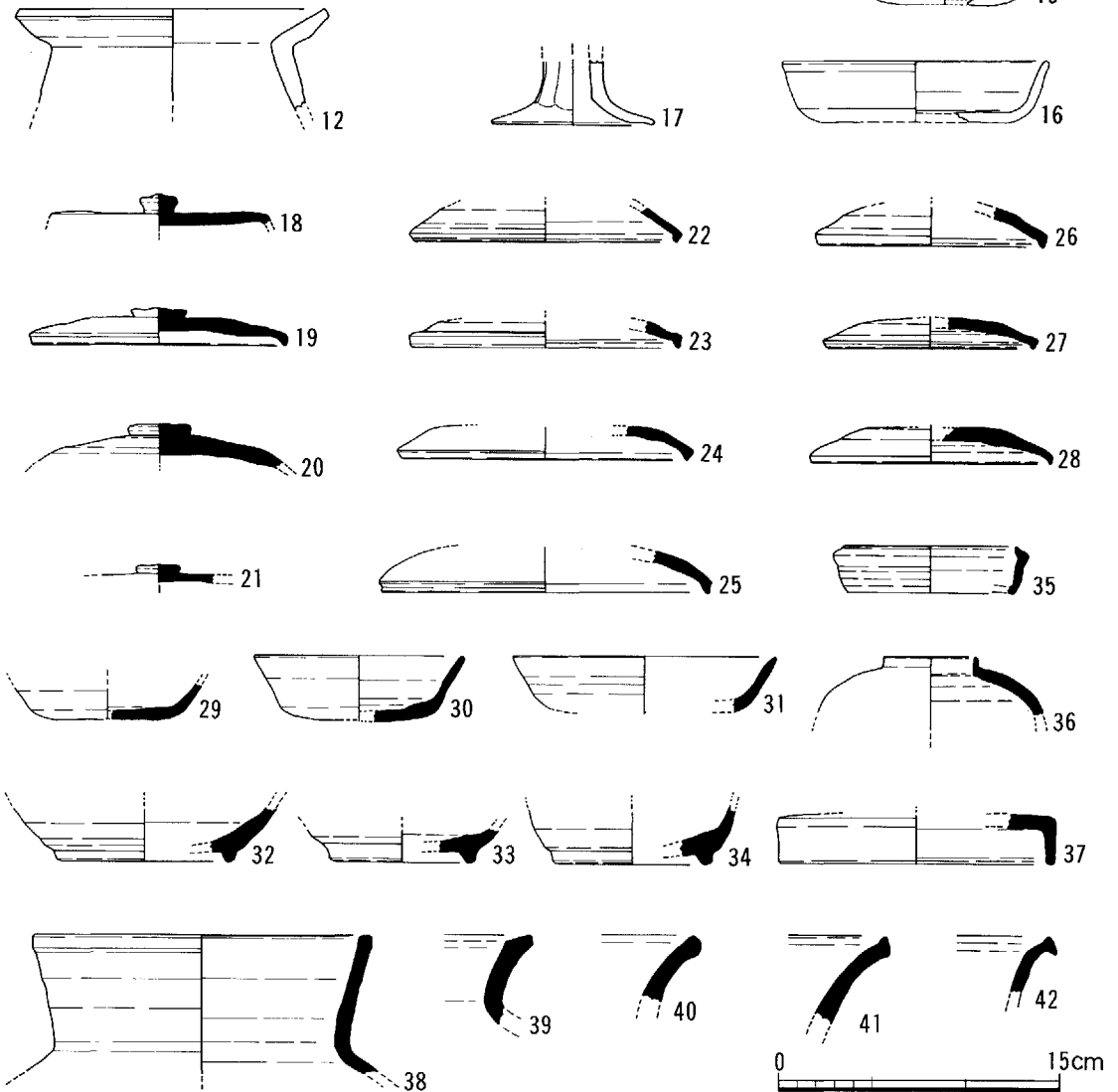


図12 遺物実測図(1)

(35)は合子状の器形を呈する広口の壺で、口径9cm、器高は2.5cmを測る。口縁部の形態からおそらく蓋が付くものと思われる。(36)は短頸壺で体部は赤味を帯びた茶色を呈する。(38～42)はいずれも壺の口縁部である。このうち(38)は焼成がきわめて堅密で自然釉がかかり一見灰釉質を呈している。

SK-01出土の遺物 (43)は須恵器の杯である。体部上半部を欠くが、おそらくそのまま立ち上がり口縁端部を丸くおさめるタイプであろう。灰白色を呈し、低部は粗いヘラ削りが施されている。(44)は須恵器の壺で、外反する口縁端部はわずかに上下に拡張されている。前述の杯と同じく陶邑編年Ⅳ期3ないし4段階に平行する時期のものと考えている。(45)は土師質の皿で、全体に器壁が厚く黄白色を呈し焼成は良好である。15世紀代のものと考えられるが、当地域周辺ではあまり類例を見ないタイプといえよう。(46)は瓦質のこね鉢であるが、焼成がきわめて良く灰白色を呈し須恵質の感がある。

SK-02出土の遺物 (47・51)は土師質の皿で、いずれも黄白色を呈し胎土には少量のクサリ礫が含まれている。(48)は須恵器の杯。(49)は土師質の羽釜となるもので、黄白色を呈し胎土には多量の砂粒、片岩が含まれている。口縁端部は内折し、口縁部下に突帯状の簡略な羽根が巡るものであるが、このタイプの羽釜は根来寺など紀ノ川流域を中心とした中世の遺跡からの出土が知られている。^{註5}(50・52)は土師質の鍋である。胎土には多量の砂粒、片岩が含まれており、外面頸部付近に煤の付着が認められる。(54)は瓦質のこね鉢である。黒色を呈し、口縁部はヨコナデ、体部には粗いヨコ方向の削り調整が施されている。(55)は中国製の青磁の碗である。小破片のた

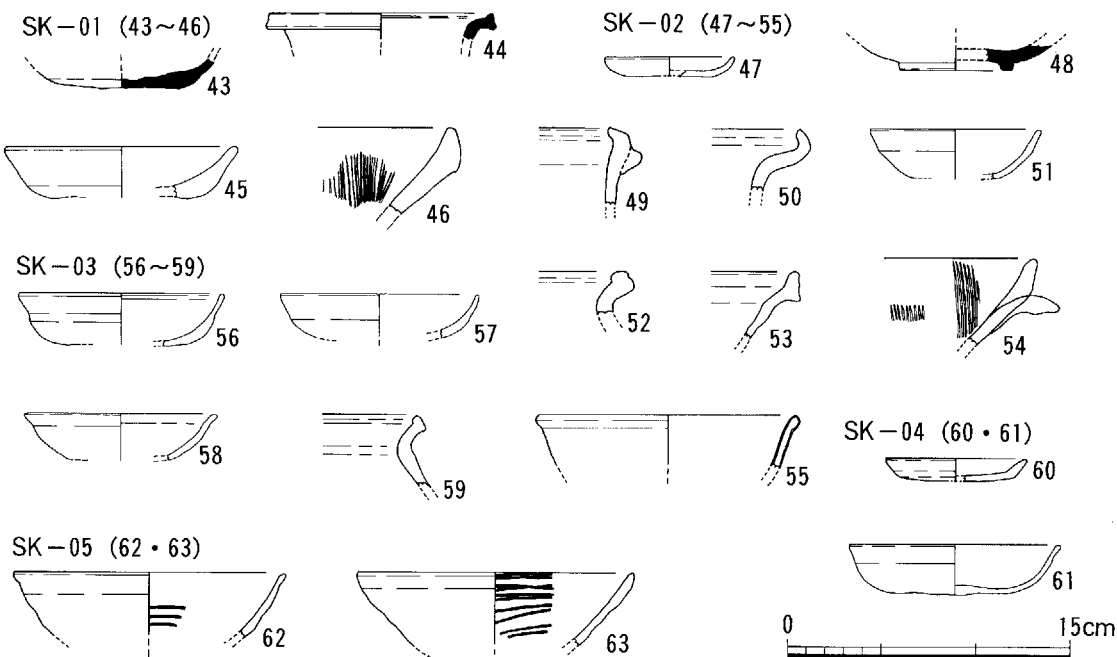


図13 遺物実測図(2)

め詳細は不明だが、おそらく無文の碗となるもので15世紀の製品と考えている。

SK-03出土の遺物 (56～58)はいずれも土師質の皿である。このうち(56・58)は赤橙色を呈し、胎土にはクサリ礫を含むものであるが、(57)は淡黄白色を呈し胎土は精良で、口縁部のナデ調整なども丁寧に施されている。(59)は口縁部のみであるが、おそらく体部上位に退化した三角形の羽根の付く羽釜になるものと思われる。

SK-04出土の遺物 (61)は土師質の小皿である。器高が低く、体部は斜めに立ち上がり口縁端部を丸くおさめている。13世紀代の製品と考えている。(62)も土師質の皿で赤橙色を呈し、胎土にはクサリ礫、片岩が含まれている。

SK-05出土の遺物 (62・63)はともに瓦器の碗である。小破片のため詳細は不明だが体部内面には間隔の粗い磨きが施されている。13世紀後半段階の製品と考えている。

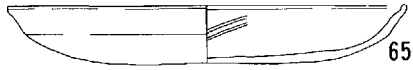
SK-06出土の遺物 (64)は土師器の杯である。磨滅が著しく調整については不明だが、黄白色を呈し、胎土には片岩が多く含まれている。(65)も同じく土師器で、口径20cmほどの皿である。器壁は全体に薄く、口縁端部を内側に巻き込んでいる。表面が剥離しているため詳細は不明だが放射状とみられる暗文がかすかに認められる。(66)は須恵器の杯である。底部はヘラ削り、体部はナデ調整が施されているが、全体に丁寧な作りとなっている。(67)は須恵器の杯蓋で、天井部は自然釉による釉着があり、やや粗雑な製品となっている。(68)は土師器の甕で、黄白色を呈し胎土には多量の砂粒、片岩が含まれている。体部にはタテ方向の刷毛調整が施されている。これらSK-06から出土している遺物は平城のⅢないしⅣ期に平行する時期のものと考えている。

SK-10出土の遺物 (69)は土師器の皿である。体部は斜め外方に立ち上がり、口縁端部をわずかに巻き込み気味におさめている。磨滅が著しく調整については不明であるが、全体に赤橙色を呈し胎土にはクサリ礫のほか片岩が多く含まれている。この遺物については、これまで述べてきた奈良時代の遺物の中では最も新しく、平城のⅣ期、いわゆる長岡京の時期に相当する時期の遺物と考えている。

SK-12出土の遺物 (70)は須恵器の杯蓋であるが小破片のため詳細は不明である。(71)の土師器は高台部のみの出土だが、おそらく皿となるものと思われる。赤橙色を呈し、胎土にはクサリ礫が含まれる。高台はハの字状に開き、断面は台形を呈している。平城のⅣ期に平行する時期を考えている。

SK-13出土の遺物 (72)は土師器の皿、もしくは杯である。赤橙色を呈し胎土には少量のクサリ礫が含まれる。器壁表面が磨滅しており調整については不明だが、体部内面に放射状と見られる暗文の痕跡がかすかに認められる。口径は復元で10cmとしたが、もう少し広がる可能性も考えられよう。(73)は土師器の杯で、おそらく高台の付くものと思われる。口縁部はゆるやかに外反し、端部はかすかに上方へつまみあげる感じでおさめている。赤茶色を呈し、口縁部外面に

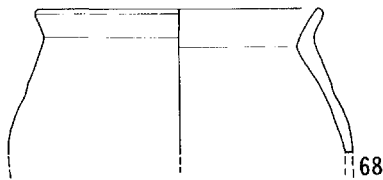
SK-06 (64~68)



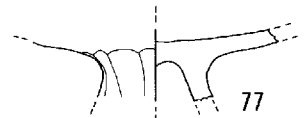
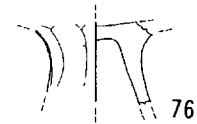
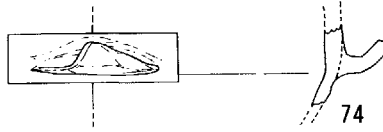
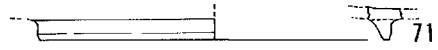
SK-10 (69)



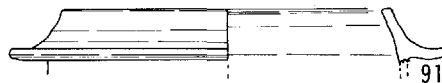
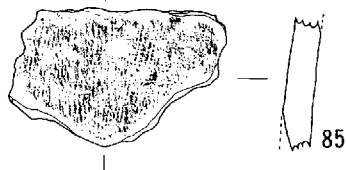
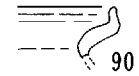
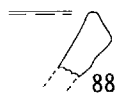
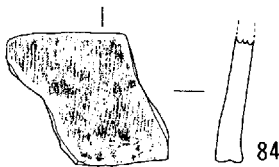
SK-12 (70·71)



SK-13 (72~85)



SD-02 (86~92)



SD-03 (93·94)

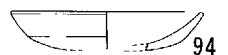
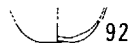
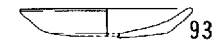


图14 遺物実測図(3)

は丁寧なヘラ磨きがなされている。(74)は取っ手の部分のみの出土であるが、おそらく器高の低い片口の鉢となるものと考えている。黄白色を呈し、胎土には砂粒、クサリ礫が少量含まれる。(75)は長胴形の甕である。赤橙色を呈し、胎土には多量の砂粒、片岩が含まれる。口縁部のナデが強く、端部は面をなす。(76・77)はともに土師器の高杯である。脚部の面取りはヘラ削りによるもので12面であるが個々の幅は均等ではなく、やや雑な作りとなっている。赤橙色を呈し、胎土にはクサリ礫が含まれる。

(78・79)は須恵器の杯蓋である。このうち(78)の疑宝珠様のつまみはかなり扁平となっており、形骸化が著しい。天井部の調整もナデによるものである。(80)は底部のみの出土であるが、おそらく口径の大きい杯となるものと考えている。高台は底部端に付けられており、底くて幅の広いものである。(82)も同じく須恵器の杯である。高台は底部のやや内側に付き、幅は狭くハの字状にふんばる形のものとなっている。口縁部のナデ調整など全体に丁寧な作りである。

(83)は葉壺形の壺の蓋となるもので、口縁部はやや内傾気味に折れ曲がり端部は斜めに面取っている。以上の須恵器については、陶邑編年のⅣ型式3ないし4段階に平行する時期のものと考えている。

(84・85)はいずれも土師器の竈の破片で胎土には砂粒、片岩が多く含まれている。このうち(84)は裾端部付近にあたるもので、黄茶色を呈し、外面は粗いタテ方向の刷毛調整、内面はヨコ方向のヘラ削りが施されている。また(85)は竈のどの部分に当るものかは不明だが、黄白色を呈し、厚さ2cmほどで外面には粗いタテ方向の刷毛調整が施されている。

SD-02出土の遺物 (86・87)は土師質の皿である。ともに淡黄白色を呈し、胎土には少量のクサリ礫が含まれる。中世、15世紀代の製品と考えている。(88)は瓦質のこね鉢である。2次焼成を受けているもようで桃色を呈している。(89)は瓦質の甕で外面は灰色、内面は灰白色を呈している。頸部から口縁部にかけては内外面ともナデ調整、体部外面はヨコ方向の粗い叩き、内面は細かな刷毛による調整が施されている。(90)は土師質の鍋となるものと考えているが、口縁端部の上方へのつまみ上げが顕著でしっかりしており、この形態に酷似する13ないし14世紀代の羽釜の可能性も考えられよう。黄茶色を呈し、胎土には砂粒が多く含まれている。

(91)は瓦質の羽釜である。口縁部は内外面とも比較的丁寧なナデ調整が施されている。(92)は中国製の小壺である。濃茶色を呈し露胎となっているが、欠損している体部上半から口縁部にかけてはおそらく褐釉が施されていたものと考えている。

SD-03出土の遺物 (93・94)はともに土師質の皿である。桃白色を呈し、胎土には少量のクサリ礫が含まれている。調整については磨滅が著しく不明であるが、その形態からおそらく15世紀以降のものと思われる。

IV ま と め

概述したように、今回の調査によって検出した主な遺構は奈良時代の掘立柱建物である。これらの建物については、その規模などから一般集落に帰属するもの、あるいは一豪族の所有に帰するものとは考え難く、官衙的な性格をもつものと言えよう。

当遺跡については、すでに那賀郡衙跡の可能性が指摘されているところであるが、近年、国府跡とする見解も提示されており、古代の紀伊、とりわけ紀ノ川流域の古代像を復元する上で重要な問題を孕んだ遺跡と言える。^{註6}

このため本書のまとめにあたっては今回の調査成果とともに過去の調査にも触れ、この問題についてもいささか言及することにした。

検出遺構の検討 今回検出した建物は都合9棟を数えるが、このうちの一棟(SB-09)は中世のものであり、奈良時代のものとしては倉庫を含む8棟である。これらの建物については規模・方位・その他を個々に整理し、一覧表として次ページに掲載した。また、配置についても概略図をその下に示した。

この配置図からも一見してわかるように、あまりにも建物同士が近接しすぎていること、建物の主軸方位が異なっていることから、これらの建物すべてが同時に存在していたとは考え難い。出土遺物の状況などからいずれの建物もおおむね8世紀中葉から8世紀末の範囲におさまる時期のものと考えているが、個々の建物の詳細な存続時期については資料が少なく限定できる状況ではない。また、配置図にも示したようにいずれの建物も重複しておらず切り合いからその前後関係を判断することは不可能である。

しかし、その配置、たとえばSB-02に着目すれば、この建物はSB-01・04・05などに近接しすぎており、これらの建物と同時期に存在していた可能性はまずないであろうし、SB-08についてはその主軸方位が他のものと著しく異なっている点から独立したものと考えられよう。このように配置・方位・出土遺物などを加味して整理していけば、I期〔SB-01・05・06〕II期〔SB-03・04・07〕III期〔SB-02〕IV期〔SB-08〕という変遷を考えることが最も妥当と思われる。ただしSB-07についてはIII期のSB-02との組合せの可能性も残しておきたい。

以上のようにI期からIV期までの変遷を想定したが、先に述べたようにこれらの存続期間はさほど長いものではなくI期を8世紀の中頃、最終のIV期を8世紀の末と考えており、50年ほどの時間幅におさまるものと言える。

ところでこうした想定が正しいとすれば全体として次の二点が看取できよう。まず第一点は時代が新しくなるにつれて建物の棟数が減少する傾向にあるということである。もとより基礎とな

	規 模	桁長×梁長	面 積	堀 形	柱 穴	主軸方向	時 期	備 考
SB-01	4間×4間	8.5×7.8	66.3㎡	70cm	35cm	N-2°-E	8世紀	総柱・倉庫
SB-02	2間×4間	8.9×4.7	41.8㎡	50cm	30cm	E-4°-S	8世紀後	南に庇を伴う東西棟
SB-03	2間×4間	8.5×3.5	29.8㎡	80cm	30cm	N-2°-W	8世紀	
SB-04	2間×4間	8.3×4.7	39.0㎡	60cm	30cm	N-2°-W	8世紀	
SB-05	2間×3間	6.1×4.2	25.6㎡	50cm	25cm	真 北	8世紀	
SB-06	2間×3間	3.6×4.2	11.5㎡	40cm	20cm	N-2°-E	8世紀	総柱・倉庫
SB-07	2間×3間	6.3×4.2	26.5㎡	60cm	25cm	真 北	8世紀後	
SB-08	2間×3間	6.6×4.4	29.0㎡	50cm	25cm	N-5°-W	8世紀後	
SB-09	1間×2間	4.4×2.1	9.3㎡		20cm	真 北	14世紀	柱穴より瓦器碗出土

表1 掘立柱建物一覧表

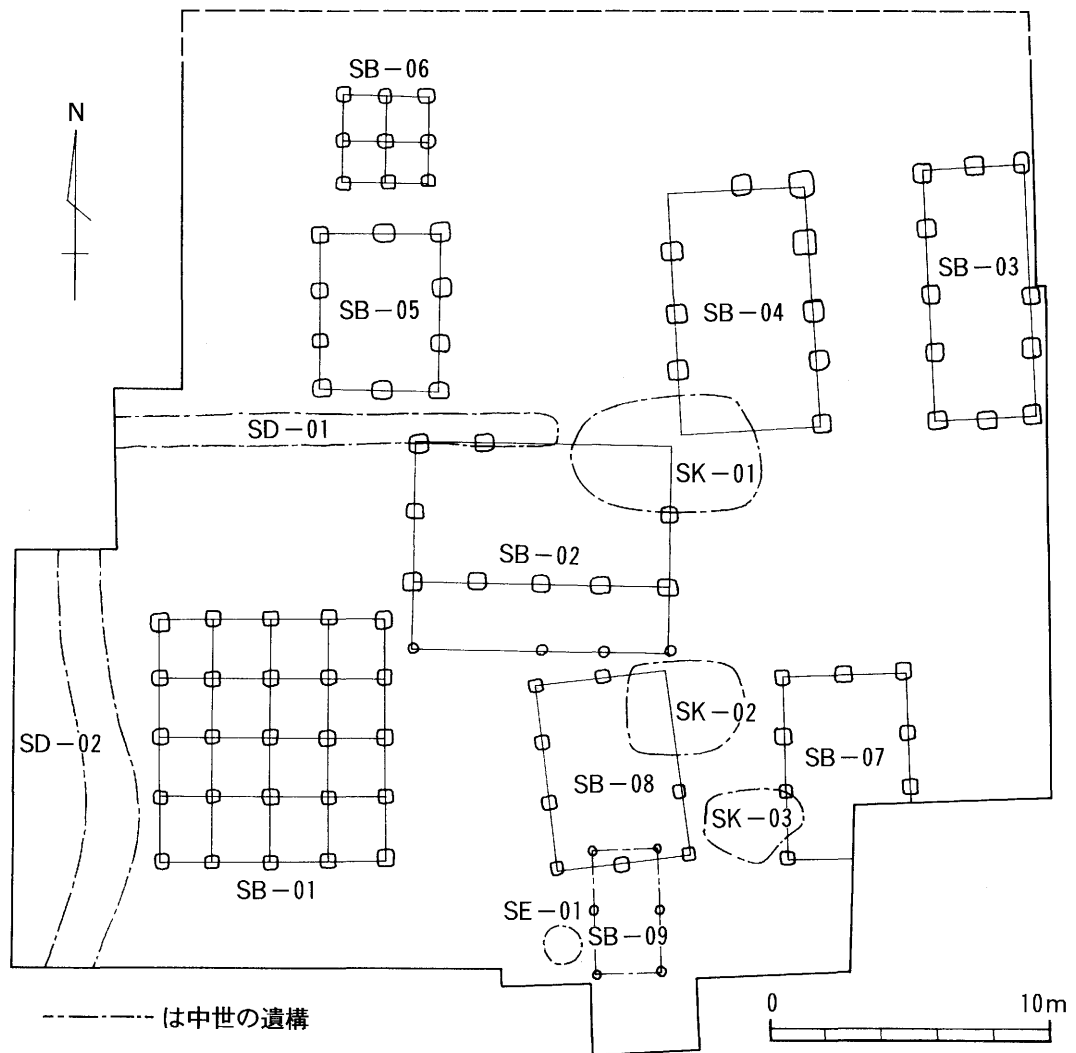


図15 主要遺構配置図

る資料がわずか8棟であり、数値としてどこまで耐えうるかという問題はあるが、少なくとも前期・後期という分けかたをすれば後期において著しく減少していることは肯首できよう。

第二点はⅠ期の建物の主軸方向が東偏ないし真北をとるのにたいしてⅡ期のものは真北ないし西偏し、Ⅳ期になるとさらに西への偏りを見せている。(ただしⅢ期のSB-02についてはこの限りではない)きわめて大雑把な言い方になるが、ここでは時代が新しくなるにつれて建物の主軸方向は東から西へと変位する傾向が指摘できよう。

このことは実は過去の調査でも指摘されており、昭和56年度の調査で検出された掘立柱建物を検討した担当者は「8C前半代の建物の軸は東偏しており、8C中葉～後半代のもは真北、ないし西偏する傾向にある」との見解を提示している。^{註7}

今回の建物群とは時期的に若干のずれがあるが、大筋の傾向としては整合性が認められよう。

次に個々の建物の中から大型の建物であるSB-08を取上げ考察したい。この建物については総柱であることから高床の倉庫と考えてまず間違いないであろう。床面積はおよそ66㎡を測るが、この規模は当時の一般の集落における倉庫の大部分が20㎡以下であることを思えば隔絶したものと言えようし、仮に郡衙の正倉としても大きな部類に入るものと言える。その意味では動用穀を収納していたとされる正倉の中でも特別な倉庫、いわゆる「法倉」に相当する可能性も考えられよう。^{註8}

当遺跡ではこれまでの調査においても大規模な倉庫跡が検出されておりやはり「法倉」の可能性が指摘されている。この倉庫は8世紀後半代のもと考えられるもので東西の規模は不明だが南北は3間、柱掘形は1m、深さ75cmを測る。

今回のSB-08と較べれば柱の掘形ではやや大きいものの全体の規模としては1間分ほど小さなものと推定される。両者の位置関係は図16にも図示したように直線距離にして140mほど離れており、ひとつの倉庫群としてまとまりをなすものではない。ただ注目すべき点は両者とも桁行方向と梁行方向では柱間の寸法が異なっており、ともに一方が2.1m、他方は2.0mとなっている点である。このことは同一規格による設計・施工がなされたものであることを物語るものと言え、両者が郡衙に帰属する正倉か、さらには「法倉」であるか否かは留保するにしても共通の規格性にのっとった建物であるという点は十分に指摘できるものと思われる。

検出遺物の検討 今回出土した遺物については、先にも述べたように調査面積に比してさほど多くを数えるものではない。中世、15世紀前後のものも出土しているが大部分は前述の掘立柱建物に伴う時期のものである。

その中でも土師器について言えば、平城のⅢ・Ⅳ期、須恵器では陶邑編年のⅢ期3段階前後、

8世紀中頃から後半に近い時期の製品が多く、8世紀後半から末にかけての遺物はきわめて少量である。また、確実に9世紀に入ると考えられる遺物は皆無とっていい状況であった。このことは遺構(掘立柱建物)の変遷と軌を同じくしているものと言えよう。

器種で言えば須恵器と土師器がほぼ100%近くを占め、黒色土器はわずかに数片を数えるのみである。なお、須恵器と土師器の比率でいえば須恵器の方が多く、この時期の平城京などと同じような傾向を示している。また、土師器の杯・皿の中には良質で京城からの搬入品と思われるものも認められるが、全体としてはかならずしも都ぶりを示すものではない。その他、墨書土器や硯、木簡などはまったく出土しておらず、遺物からは当遺跡を積極的に官衙とするには十分な状況ではないと言えよう。

遺跡の性格の検討 遺跡の性格については、すでに昭和56年度の調査の際検討がなされており、その中で担当者はあくまで限られた資料からの仮説であることわりつつ「那賀郡衙跡と考えるのが妥当と思われる」という結論を提示した。

発掘による遺構・遺物の検討に加え、文献資料についても検討したものであり、ここにその詳細を再掲する紙幅はないが、拠ってたつ論拠は大略次のようなものと考えられる。

- ① 当地周辺は官道沿いの高燥の地であるが、6・7世紀には生産基盤をもたず、先行する集落跡がない。
- ② かかる地に7世紀後半以降、突如として掘立柱建物群によって構成される遺跡が出現する。
- ③ このような人為的出現の仕方、大型倉庫を含む掘立柱建物群の時期・規模・規格性からして官衙と考えるのが自然である。
- ④ 官衙とすれば国府もしくは郡衙であろうが、在地豪族の問題、とりわけ近接する西国分廃寺をその創建年代などから豪族の氏寺、つまり郡寺と考えることができ、このことから当遺跡については国府よりも郡衙である蓋然性が高いものと言える。
- ⑤ しかしこの遺跡は8世紀をもって廃絶する。したがって9世紀以降、郡衙は他の地へ移転したものと推定される。(移転理由については略)

結論的に言えば、今回の調査成果を見るかぎりこの仮説、およびそれによって導き出された結論は首肯できるものであり、修正の必要を感じない。むしろこの説を補強するものと言えよう。

ただ今回の資料を含め周辺では新たな資料の蓄積が進んでおり、これらを整理して二、三思いつきを書き述べたい。

まず、郡衙とすればその位置および範囲であるが、この問題については現在の段階では仮定さえ難しい状況にある。そこで一つの目安として当時の官道である南海道に着目してみたい。

南海道のルートについては諸説あるが、^{註9}ここでは従来から言われている^{註10} 傍本および前田付近、

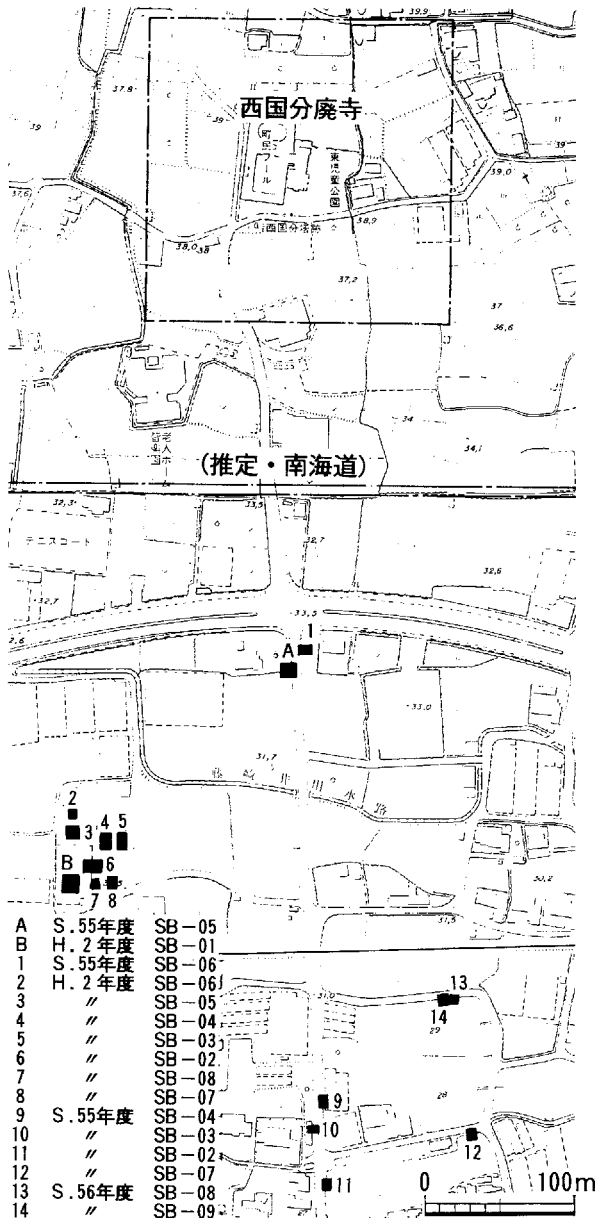


図16 奈良時代の建物位置図

国道24号線の北側で現在の地形でも水田の畦畔がほぼ東西に一直線に並ぶ地点をかつての南海道跡と想定したい。推定論拠は省くが、きわめて妥当性の高いものと考えており、この推定ラインを地図上に落したのが図16である。以下この図を参照していただきたいのだが、このように南海道を設定すると、当然ながらその北側に西国分廃寺が立地する。したがって郡衙域を求めるとすれば南海道の南とするのが妥当であり、このことは、まず間違いのないことと考えている。

そこで南海道から南でこれまでの調査で検出された掘立柱建物を地図上に落とすと、その数は16棟であり、かなりの範囲に広がっている様子が窺える。16棟という棟数は意外と少ない印象を与えるが、これは発掘面積の寡小によるものであり、今後周辺での調査が進めばはるかにこれに倍する建物跡が検出されることは必定であろう。

しかし、現状ではただか16棟であり、しかも同時期に存在した数はそれ以下であることを思えば、これらの建物から郡衙の範囲・構成・個々の建物の性格なり用途を論じることには無理であろう。したがって

この問題については今後の調査の進展に委ねたい。

つぎに移転の問題である。いま述べた16棟の建物はいずれも8世紀代のものであり、この周辺では確実に9世紀に入る建物については確認されていない。このことからやはり9世紀以降については郡衙は他の地へ移転したと考えざるをえないものと思われる。

問題は移転先であるが、これについても現状では何とも言い難い。ただ、ここではひとつの可能性として近年調査された栗島遺跡を取り上げておきたい。

栗島遺跡は同じ那賀郡内の打田町東大井に所在する遺跡で、位置関係でいえば、当遺跡の東北東およそ2.8kmの地点にあたる。昭和62年に発掘調査が実施され図17として掲載したように30棟ほどの掘立柱建物が見つかっている。その性格については9世紀後半にこの地が河内長野の観心寺の荘園となることからそれに関する建物群とする説、あるいは付近に寺と名のつく地名や瓦窯が存在することから寺院に付属する建物ではないかと考えられている。

しかし一見してわかるように官衙の様相も呈しており、これらの建物は時期的には7世紀後半

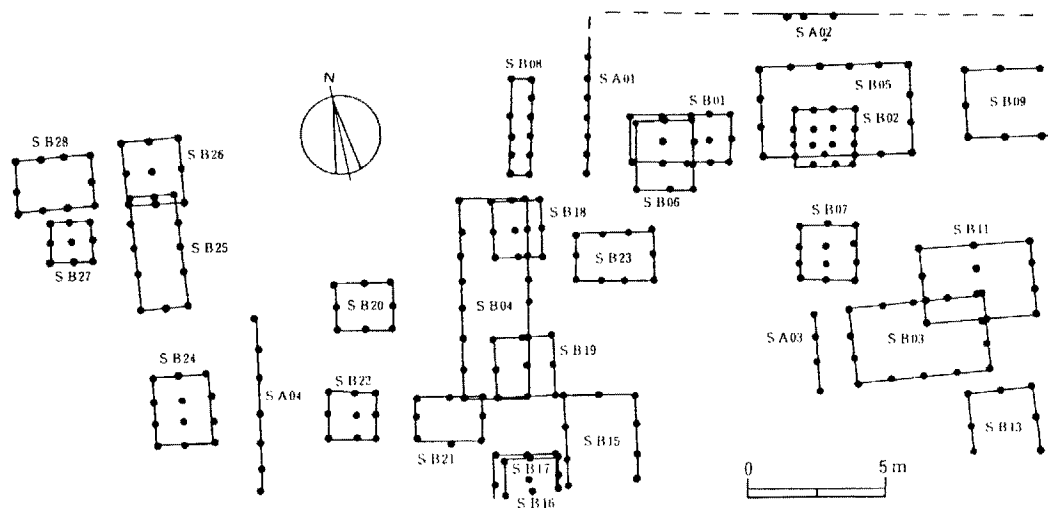


図17 栗島遺跡A区遺構配置図

建物No	主軸	規模(間)・間尺(m)	N×E	塀形規模(cm)	時期	建物No	主軸	規模(間)・間尺(m)	N×E	塀形規模(cm)	時期
S B 01	東西	2 × 3	1.8 × 1.8	70 × 80	III	S B 18	2	× 2	2.2 × 1.7	65 × 75	III
02	3	× 3	1.3 × 1.5	50 × 55	I	19	2	× 2	1.8 × 2.1	70 × 75	III
03	東西	3 × 4	1.8 × 2.4	60 × 80	IV	20	2	× 2	1.8 × 2.1	55 × 60	III
04	南北	7 × 2	2.4 × 2.1	70 × 80	III	21	2	× 2			
05	東西	3 × 5	2.2 × 2.2	90 × 100	III	22	2	× 2	1.7 × 1.6 ~ 2	60 × 60	III
06	東西	3 × 2		40 × 40	II	23	東西	2 × 3	1.8 × 1.8	50 × 50	I
07	南北	3 × 2	1.3 × 2.1	55 × 65	I	24	南北	3 × 2	1.6 × 2.1	75 × 80	IV
08	南北	5 × 1	1.4 × 1.3	50 × 55	III	25	南北	4 × 2	1.8 × 1.5	45 × 45	II
09	東西	2 × 2以上	2.6 × 2.7	50 × 70	III	26	2	× 2	2.1 × 2.1	90 × 95	IV
10	東西	2 × 1以上	1.8	40 × 40		27	2	× 2	1.5 × 1.5	60 × 65	I
11	東西	3 × 2	1.7 ~ 2 × 4.0	50 × 60	II	28	東西	2 × 3	1.8 × 1.8	45 × 45	II
12	南北	3以上 × 2	2.4 × 2.4	60 × 70		29	2	× 2	2.1 × 2.1	80 × 90	IV
13	南北	2以上 × 2	2.1 × 2.4	50 × 50	II	塀 No	主軸	規模(間)・間尺(m)		塀形規模(cm)	時期
14	南北	1 × 1		50 × 60		S A 01	南北	6以上	1.8	50 × 60	III
15	南北	3以上 × 2	2.1 × 2.5	70 ~ 90	III	S A 02	東西	5確認	1.8	40 × 40	III
16	南北	1以上 × 2	1.8 × 2.0	70 × 70		03	南北	3	1.7	50 × 70	IV
17	南北	1以上 × 2	2.1 × 2.1	70 × 75		04	南北	6以上	2.4	70 × 75	III

表2 掘立柱建物・塀の規模一覧表

(1987・和歌山県文化財センター年報より転載)

から11世紀に及ぶが、なかでも10世紀前後の建物が多く、かつ整然とした配置が窺えるものであり、この時期の建物群を移転後の郡衙と考えることもできよう。

9世紀以降、那賀の郡司として文献に散見する古代豪族である長氏の本貫地が現在の打田町付近に求められることを考慮すれば、このことはあながち無謀なこととは思えないのである。

なお、この粟島遺跡については現在整理途中であり、正式報告には至っていない。しかし古代の那賀郡を探るうえでは看過できない遺跡であり、あえて正式報告をまず組上にのせたしだいである。

さて、最後に当遺跡と紀伊国府の問題について言及しておきたい。

紀伊の国府については平安時代、10世紀以降は現在の和歌山市内の府中の地に置かれていたことは文献からも現実視されており、異論のないところであろう。しかし、初期の国府についてはかねてから国分寺に近い当地周辺にその所在が求められていた。そうした中で昭和50年以降、当遺跡並びに南側に隣接する岡田遺跡の発掘調査が進み官衙の様相の濃い遺構が確認されるにおよんで、木下良氏は、具体的にこの遺跡を初期の紀伊国府跡に比定し、平安京への遷都に伴う南海道の改変の結果9世紀以降は府中の地に移転したとの考えを示したのである。

この移転説の根幹をなすものは、諸国の例から国分寺と国府は相近接して存在すること、当遺跡が先にも述べたように8世紀をもって廃絶していることの2点に集約できるであろう。

たしかに論理としては要を得たものであり、とりわけ延暦15年(796年)の南海道の改変と8世紀末という遺跡の消長が見事なまでに軌を一にしている点は魅力的な説と言えよう。しかしながら国分寺と国府の距離についていえば備前や美作といった国の例を引くまでもなく、かならずしも両者は近接して造営されたとは限らないのである。

そして何よりも西国分II遺跡については、これまでの発掘調査で見るかぎり国府跡と推定するに足る資料を得ていないのである。なにをもって国府跡とするかは難しいところだが、少なくとも各地の調査例を見るかぎり、遺構で言えば正殿・脇殿を中心とした政庁を構成する建物群の検出、土器で言えば国府に伴う建物の名や官職名を記した墨書土器の出土などが必要条件であろう。

当遺跡でのこれまでの発掘調査はこの条件をなんら満たすものではない。したがって今後新たな発見の可能性も考えられようが、現状では国府跡とするにはかなりの無理があると言えよう。このことはつよく明言しておきたい。

以上、縷々と書き述べた。最後に国府跡の可能性を否定したが、郡衙についても推定の域をでるものではないことをあらためてことわっておきたい。

国府であれ郡衙であれ方何町という大規模な遺跡であり、それにくらべて現在までに実施され

た発掘面積はあまりにも限られている。“群盲象を撫ず”のことわざがあるが、まさにこの感を拭えないのが現状であろう。

捕まえんとするものは遠大であり、地道な調査の積み重ねとその集積以外にそれへの接近はないものと考えている。しかし、当地周辺では昨今急激な宅地開発の波が押し寄せており、日毎に遺跡が破壊されつつある。

このことを思えば、早急な調査体制の整備とそれによる資料の収集がなににもまして急がれる問題であろう。

註

註1) 隣接する岡田遺跡では、弥生時代中期の遺物が多く出土しており今後の調査によっては大規模な集落跡となる可能性も考えられよう。

註2) 『岡田・西国分II遺跡発掘調査概報』 岩出町教育委員会 昭和56年3月の考察のなかで担当者(武内)は那賀郡衙跡と考えるのが妥当との見解を提示している。

註3) 『西国分II遺跡発掘調査概報』 社団法人 和歌山県文化財研究会 昭和56年11月

註4) 平城Ⅲ・Ⅳ期については実年代の一点としてそれぞれ750年および765年の年代が与えられている。(『土器様式の成立とその背景』西 弘海 真陽社 所収の「平城宮の土器」による)

また、陶邑との対応関係で言えば陶邑編年Ⅲ期3段階の製品が天平宝字六年(762年)前後、すなわち平城Ⅳ期に相当することが中村浩によりあきらかにされている。(中村浩『和泉陶邑窯の研究』 柏書房)

註5) 和歌山県以外の出土例としては大阪府の泉佐野市および泉南市で数点確認されている。県内では御坊市より南ではいまのところ出土例はない。このことから紀ノ川流域のごく限られた地域にその生産と流通が求められよう。

註6) 木下良「紀伊国府移転論」(人文地理学会『同大会研究発表要旨』 1985年11月)

註7) 前掲2 検出遺構の検討の中で指摘している。

註8) これまでの発掘調査では下総相馬郡衙に比定されている日秀西遺跡において建坪104㎡の大型倉庫が見つかり、これが法倉に相当するものであろう。

註9) 最近では中野榮治氏が条里の研究をもとに南海道の復元をされているがこの付近では「南海西国分廃寺の塔心礎より南一町の傍本と堺田の海拔33mの等高線に沿う東西線」と推定している。これは今回地図上に落した地点よりさらに100mほど南に下がったところに相当する。魅力ある説であり、今後の検討に値しよう。詳しくは、中野榮治『紀伊国の条里制』(古今書院 1989年)第一章を参考されたい。

註10) 『歴史の道調査報告書(Ⅲ)』(和歌山県教育委員会 昭和55年)に拠る。ただし本書にも詳しいように南海道については幾度か変遷しておりこの付近を通過するのは弘仁二年(811年)までと考えられる。

註11) 打田町史第三卷第三章に和歌山大学の小山靖憲氏の研究成果として紹介されている。

註12) 平安中期に成立した「和名抄」に「国府在名草郡」云々の文字が見られる。

註13) 古くは角田文衛氏により唱えられたもので、氏は国府と国分寺の位置関係を分析し、一般的に両者の距離は二ないし五町であるにもかかわらず紀伊国分寺と国府跡と推定される和歌山市府中の地がおよそ九十町にもおよぶことから紀伊国分寺を那賀郡内に求めるべきであるとされた。

角田文衛「国分寺の設置」(『国分寺の研究』上)

註14) 前掲2と同じ。また移転論については具体的に当遺跡を初期の国府としているわけではないが最近の国府の研究成果を取めた『国立歴史民俗博物館研究報告・第10集』(1986年)『同・第20集』(1989年)の中でもこの立場がとられている。

註15) 備前の国府と国分寺の距離は約6 kmである。ただしこの距離の問題について木下氏は具体的に数字をあげ、「国府と国分寺の距離は5 km以内がほとんどで、8 km以上は異例として既設寺院の転用、国府の移転などの事由を考慮すべきであり、10km余離れて国府と国分寺が所在郡を異にする紀伊国の場合は、国府の移転が考えられる。」としている。

なお、西国分Ⅱ遺跡および岡田遺跡については、本書以外にこれまで下記の発掘調査報告書が刊行されている。参考にされたい。

『岡田遺跡発掘調査概報Ⅰ』(岩出町教育委員会 昭和51年3月)

『岡田遺跡発掘調査概報Ⅱ』(岩出町教育委員会 昭和54年3月)

『岡田遺跡発掘調査概報Ⅲ』(岩出町教育委員会 昭和57年3月)

『西国分Ⅱ遺跡発掘調査概報』(社団法人 和歌山県文化財研究会 昭和56年11月)

『岡田・西国分Ⅱ遺跡発掘調査概報』(岩出町教育委員会 昭和56年3月)

『西国分Ⅱ遺跡発掘調査概報』(岩出町教育委員会 昭和58年7月)



調査区全景（西から）



調査区全景（東から）



調査区全景（南から）



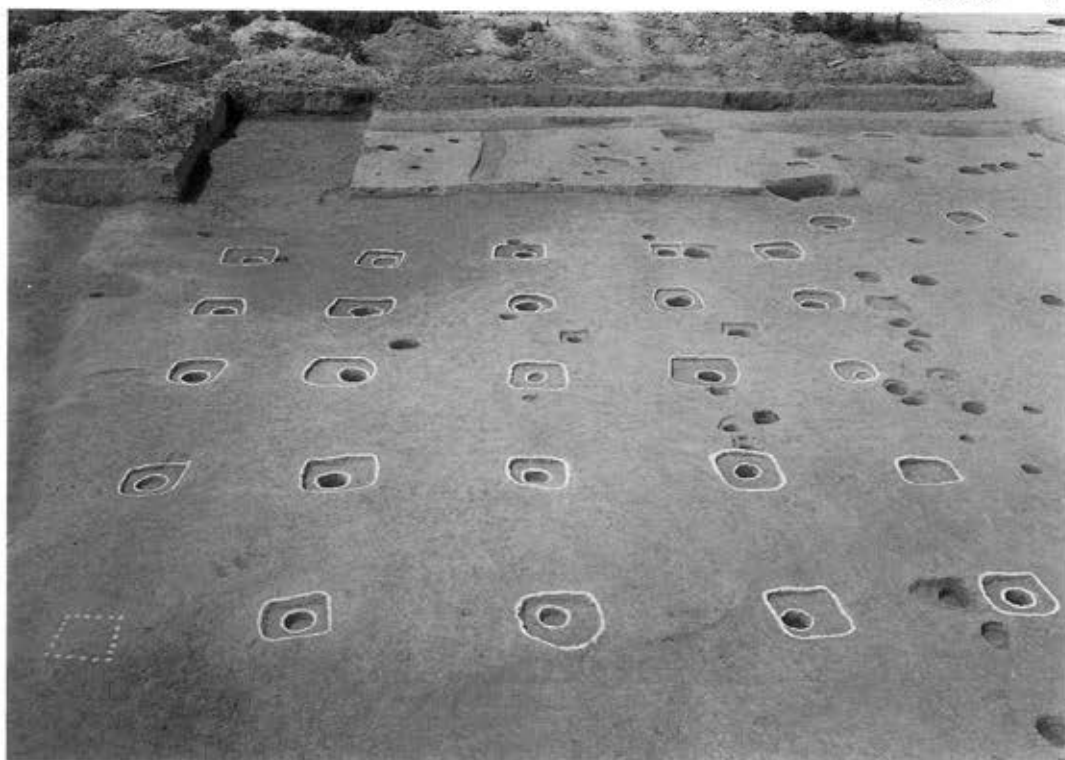
調査区東半部（北から）



調査区西半部（南から）



調査区西半部（北から）



SB-01 (南から)



SB-02 (東から)



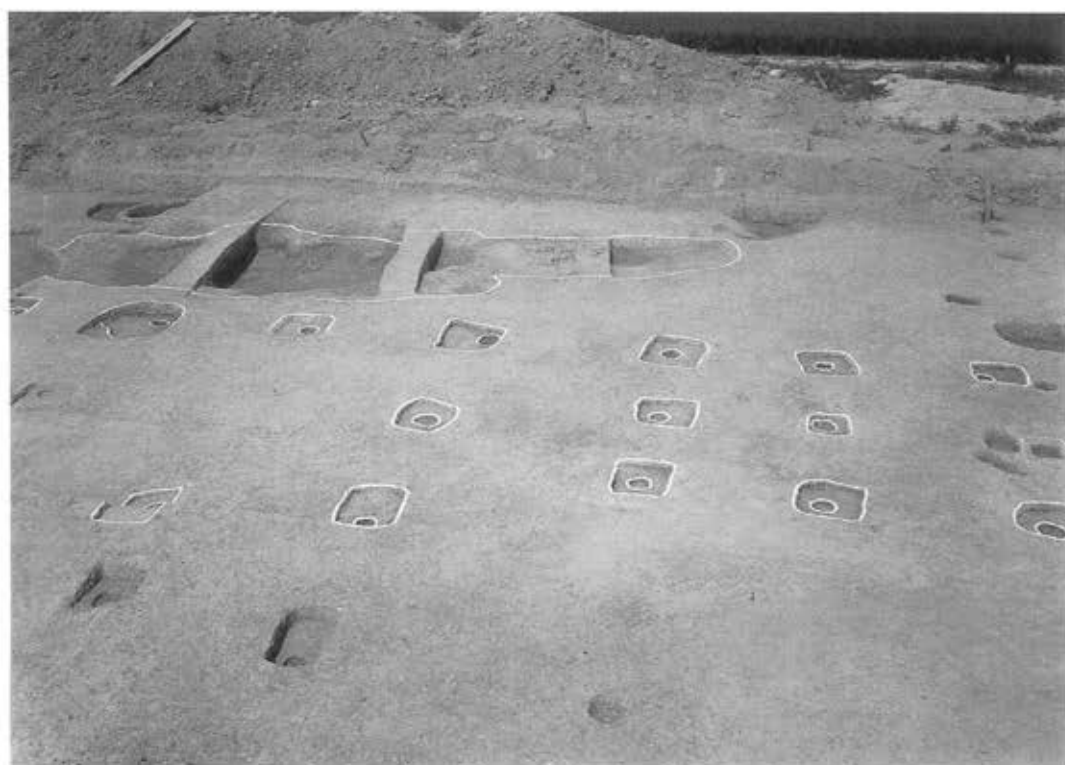
SB-03 (南から)



SB-04 (北から)



SB-05・06 (南から)



SB-05・06 (西から)



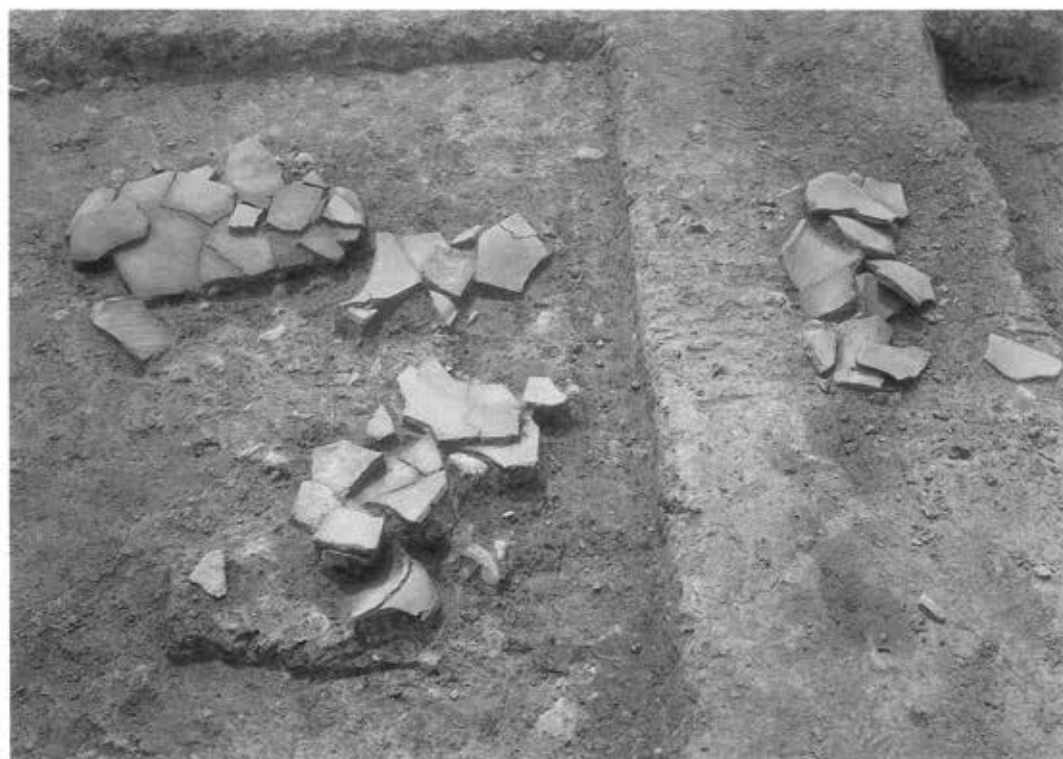
SB-07 (北から)



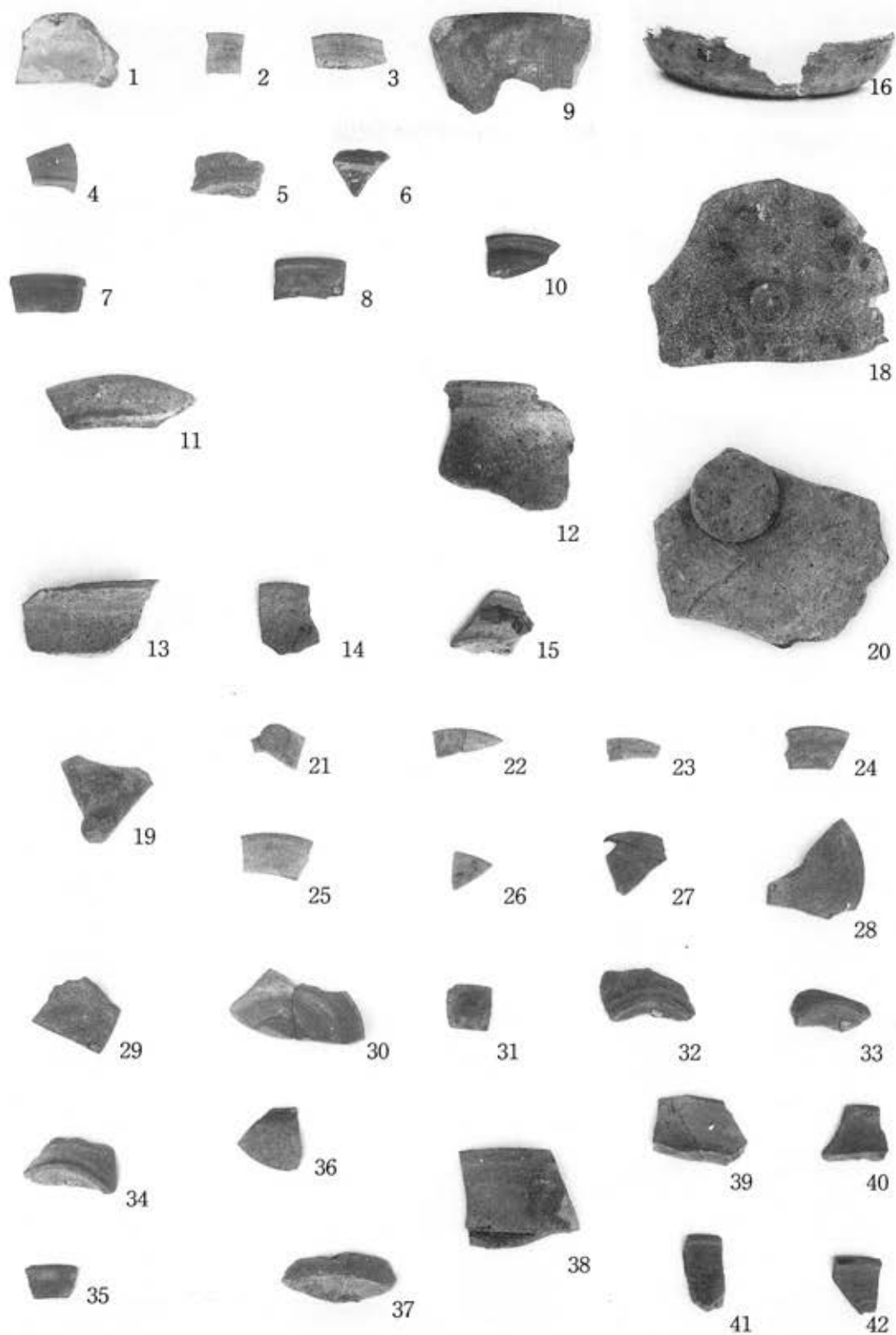
SB-08 (南から)



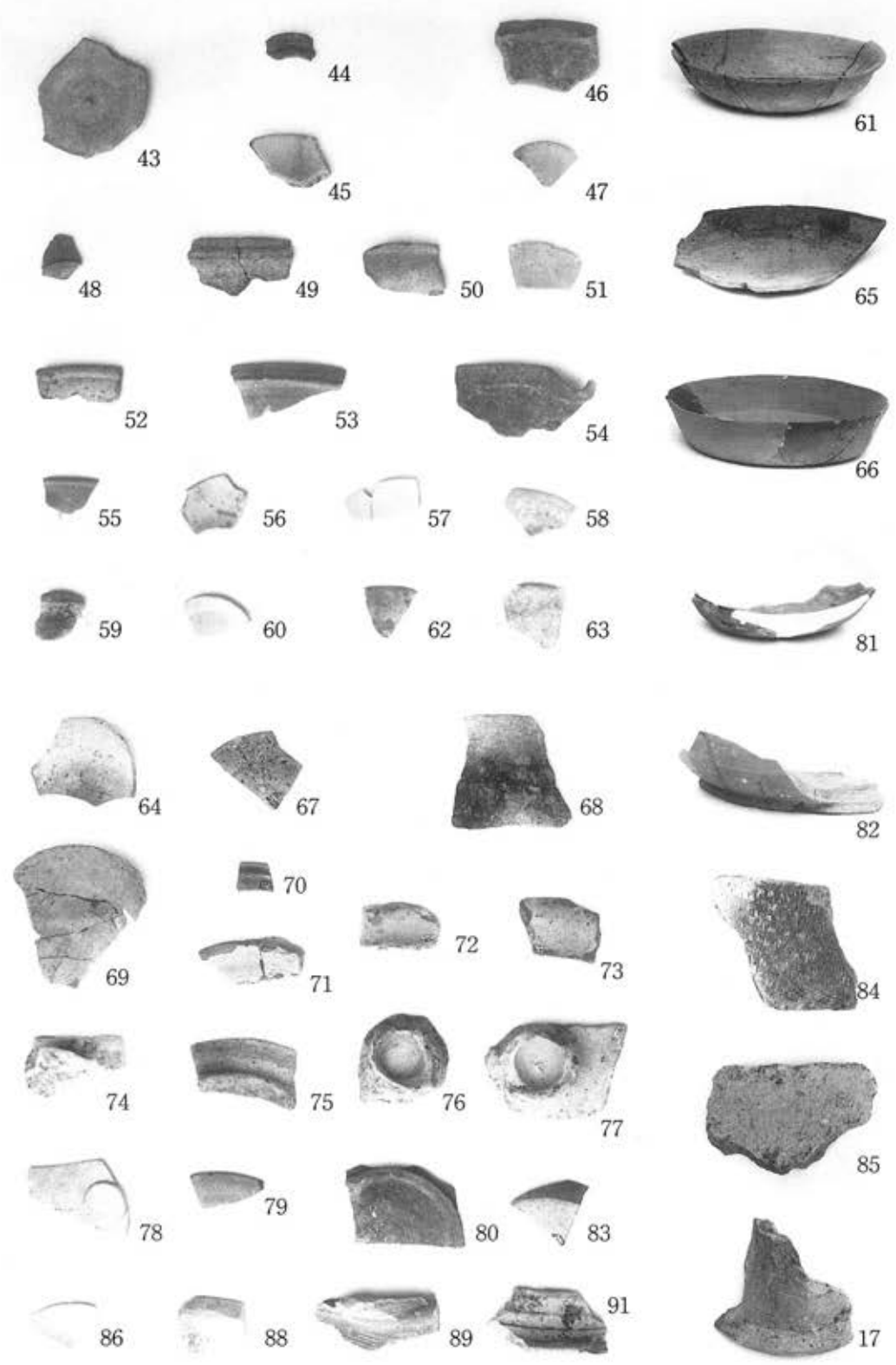
SB-09 (北から)



SK-13 土器出土状況 (東から)



包含層出土の遺物



遺構出土の遺物

西国分II遺跡発掘調査概報

平成2年11月

編集 発行 (財)和歌山県文化財センター

印刷 西岡総合印刷株式会社